震災対策編

第１章　震災応急対策計画

第１節　応急活動体制

町は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、迅速な災害応急対策が実施できるよう必要な職員を動員し、万全を期するものとする。

第１　活動体制

１　体制の種別及び配備基準

（１）地震発生時

配備区分	配備基準（地震）	活動内容	災害対策本部
待機体制	○原則として、震度４が発生した場合 ○防災地域支援課長が必要と認めた場合	○被害情報を収集する。 ○被害状況に応じて直ちに警戒体制に移行する。	設置しない。
警戒体制			
第１配備	○原則として、震度５弱が発生した場合 ○その他町長が必要と認めた場合	○被害状況を調査する。 ○応急措置を実施する。 ○災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、指定避難所又は指定緊急避難場所を開設する。	設置しない。
第２配備	○原則として、震度５強が発生した場合 ○その他町長が必要と認めた場合	○被害状況を調査する。 ○応急対策活動に即応できるように必要と認める職員を配備して活動する。 ○指定緊急避難場所を開設する。 ○災害が発生した場合は、指定避難所を開設する。	大規模災害が発生した場合は設置する。
非常体制	○原則として、震度６弱以上が発生した場合 ○その他、町長が必要と認めた場合	○組織及び機能の全てを挙げて活動。	設置する。

（２）小川町災害対策本部の設置

町長は、必要があると認めた場合は、本計画及び本部条例に基づき本部を設置します。

ア　本部設置の通知等

本部の設置及び配備体制が決定された場合は、直ちにこの旨を庁内放送又は電話、登録制メールにより周知するとともに、次に掲げる機関に通知します。

町民に対しては、町のホームページ、登録制メール等で周知します。

（ア）県知事

（イ）川越比企地域振興センター所長

（ウ）比企広域消防本部　小川消防署長

（エ）比企広域市町村圏組合　小川消防団長

（オ）小川警察署長

（カ）比企医師会長

（キ）小川赤十字病院長

（ク）その他町長が必要と認める機関の長及び報道機関

イ　本部の閉鎖

災害拡大のおそれが解消し、かつ災害に対する応急対策及び応急復旧をおおむね完了したと認めたとき、災害対策本部を閉鎖します。なお、本部の閉鎖の通知等は、設置の通知等に準じて処理します。

ウ　本部の設置場所

本部の設置場所は、役場庁舎内とします。ただし、役場庁舎の被災状況により設置できないと判断した場合は、リリックおがわ又は公民館等の町施設に本部を設置するとともに、参集職員に明示します。

エ　本部の組織

（ア）本部の組織

災害対策本部は、災害対策本部長（町長)、副本部長（副町長及び教育長)、本部員（各課長、災害医療コーディネーター、小川消防署長、小川消防団長、その他町長が認めた者)、災害対策に従事する職員をもって組織します。

本部に本部事務局、総務部、情報収集財政部、物資部、調査部、福祉医療部、応急復旧部、建物対策部、上下水道部、環境対策部、教育部、議会部を置きます。

なお、その他町長が認めた者とは、小川警察署長、比企医師会長、小川赤十字病院長その他の機関の長とします。

また、町内に震度６弱以上の地震が発生した場合又は、震度６弱未満であっても被害の程度により設置の必要を認めた場合は、保健医療調整本部を設置します。

また、必要に応じ、現地災害対策本部及を設置します

オ　分掌事務

（ア）本部会議

本部長は、副本部長及び本部員で構成する本部会議を開催し、災害予防及び災害応急対策の総合的な基本方針を決定します。

（イ）部

部は、本部会議の決定した方針に基づき災害対策業務の実施にあたります。

（ウ）現地対策本部

現地対策本部は、その区域における被災状況を把握して本部に連絡するとともに、災害応急対策の実施にあたります。

【現地対策本部の所管事務】

① 被災地における防災関係機関との連絡調整
② 災害応急対策
③ 本部への応急対策の実施状況等の報告
④ 防災基地の開設
⑤ 救援物資の受入れ、配分
⑥ 安否情報、災害情報の収集、提供
⑦ ボランティアセンターとの連絡調整
⑧ その他災害応急対策に必要な事務

（エ）保健医療調整本部

保健医療調整本部は、医療拠点（小川赤十字病院）に設置し、医療救護活動を統括します。

カ　職務

（ア）本部長は、本部の事務を総括し、部署の職員を指揮監督します。
（イ）副本部長は、本部長を助け、本部長に事故のあるときはその職務を代理します。
（ウ）本部員は、本部長の命を受け、部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督します。
（エ）現地対策本部長は、本部長の命を受け、支部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督します。

キ　本部会議の所掌事務

本部会議は、次の事項に関して、本部の基本方針を決定します。

（ア）本部の配備体制に関すること
（イ）災害救助法の適用に関すること
（ウ）県等に対する応援要請に関すること
（エ）県等との連絡調整に関すること
（オ）自衛隊に対する災害派遣要請に関すること
（カ）現地対策本部長に対する事務の委任に関すること
（キ）その他重要な災害対策に関すること

ク　各部の主な業務

各部の部長は、本部長の命を受けて部内の事務又は業務を掌理し、所属の職員を指揮監督するとともに、各部ごとに部内の事務又は業務を遂行するにあたっての具体的な処理方法を協議し、所属職員各自の責任分担を定めておくものとします。また、必要に応じて他部の行う事項について応援を分掌するものとします。

部名（部長）	担当課	主な業務
本部（町長）	全課	○災害予防及び災害応急対策の総合的な基本方針を決定すること
本部事務局 （防災地域支援課長）	防災地域支援課	○本部の設置、運営に関すること ○各部への情報伝達に関すること ○各部からの情報収集に関すること
総務部 （防災地域支援課長）	防災地域支援課 総務課 町民課 生涯学習課 会計課	○町民への情報伝達に関すること（防） ○各部への情報伝達に関すること（防） ○各部からの情報収集に関すること（防） ○災害に関する広報全般に関すること（総） ○報道機関に対する発表に関すること（総） ○通勤、通学者に対する情報提供に関すること（総） ○避難誘導員の調整に関すること ○指定緊急避難場所の開設に関すること ○指定避難所等の開設、運営に関すること ○避難者の支援に関すること ○消防法に規定する危険物安全確保に関すること ○高圧ガス・火薬類の安全確保に関すること ○県、国からの指示及び県、国への要請並びに連絡調整に関すること ○他の市町村への要請及び連絡調整に関すること ○指定公共機関、指定地方公共機関への要請及び連絡調整に関すること（防） ○罹災証明書、被災証明書の受付・発行に関すること（防） ○災害救助事務（災害救助法、被災者生活再建支援制度等）に関すること（防） ○帰宅困難者への支援に関すること ※（防）＝防災地域支援課 （総）＝総務課
情報収集財政部 （政策推進課長）	政策推進課	○町民からの情報収集に関すること ○町民からの問い合わせ対応に関すること ○区長への連絡に関すること ○車両の確保に関すること ○安否情報の収集、提供に関すること ○災害対策予算に関すること ○指定緊急避難場所、指定避難所等の開設・運営の支援に関すること ○町義援金品の受入れに関すること

部名（部長）	担当課	主な業務
物資部 （にぎわい創出課長）	にぎわい創出課	○食料、飲料水及び生活必需品の調達、仕分け、配分に関すること ○食料、飲料水及び生活必需品の集積地の指定及び管理に関すること ○救援物資の受入れ、仕分け、配分に関すること ○輸送手段の調達、輸送事業者との連絡調整に関すること ○物資の輸送に関すること ○指定管理者との連絡調整に関すること
調査部 （税務課長）	税務課	○町内の被害状況調査に関すること ○被災家屋等の被害認定調査に関すること
福祉医療部 （健康福祉課長）	健康福祉課 長生き支援課 子育て支援課	○避難行動要支援者対策に関すること ○医療班の編成、派遣に関すること ○医療、助産に関すること ○医薬品の確保、供給に関すること ○福祉避難所の開設、運営に関すること ○感染症予防に関すること （浸水家屋等の消毒を含む） ○ボランティアに関すること ○小川赤十字病院・比企医師会との連絡調整に関すること ○社会福祉協議会との連絡調整に関すること ○赤十字奉仕団との連絡調整に関すること ○民生委員・児童委員との連絡調整に関すること ○災害見舞金及び義援金の支給に関すること ○災害援護資金貸付に関すること ○保育園児の安全確保並びに保健衛生に関すること
応急復旧部 （建設課長）	建設課	○道路、橋梁等の応急対策に関すること ○河川の応急対策に関すること ○緊急輸送道路の障害除去に関すること ○被災宅地危険度判定に関すること （建物対策部の応援）
建物対策部 （都市政策課長）	都市政策課	○被災建築物応急危険度判定に関すること ○被災宅地危険度判定に関すること ○応急仮設住宅の建設に関すること ○被災住宅の応急修理に関すること
上下水道部 （上下水道課長）	上下水道課	○応急給水の計画、広報に関すること ○給水拠点への給水に関すること ○浄水場、配水場の応急対策に関すること ○水道管の応急対策に関すること ○下水道施設の応急対策に関すること

部名（部長）	担当課	主な業務
環境対策部 （環境農林課長）	環境農林課	○仮設トイレに関すること ○環境対策等に関すること ○災害等による廃棄物の処理に関すること ○農林施設の応急対策に関すること ○水質汚濁防止に関すること ○放射性物質の安全確保に関すること ○動物愛護、猛獣対策に関すること
教育部 （学校教育課長）	学校教育課	○児童及び生徒の安全確保並びに保健衛生に関すること ○学用品の確保、調達に関すること ○給食費の減免措置に関すること ○指定緊急避難場所の開設、運営に関すること（総務部応援） ○指定避難所の開設、運営に関すること（総務部の応援）
議会部 （議会事務局長）	議会事務局	○議会への連絡に関すること

※町職員の配備体制ごとの動員計画は、小川町災害対策職員動員計画を参照

（３）職員の勤務管理、健康管理及び給食等

ア　各部長及び現地対策本部長は、本部を構成する職員の健康及び勤務状態に常に配慮し、交代要員の確保等適切な措置をとります。

イ　本部は各部、現地対策本部の勤務状況を把握し、必要に応じ応援活動の指示を行います。

ウ　総務部は、職員の休憩、仮眠、健康管理、給食、給水等の業務を実施するものとし、必要に応じ、他部に応援を依頼します。

エ　各部及び現地対策本部では、それぞれ職員活動支援担当をおき、総務部と連携をとります。

２　災害対策の活動要領

町の実施する災害応急対策の具体的な活動要領は、本計画の本章各節に定めるところによるが、その活動にあたっては、次に掲げる項目について遺憾なきを期するものとします。

（１）待機体制の活動要領

活動内容	具体的な活動内容
本部設置前の措置	○被害速報の収集及び報告（人的及び住家の被害速報の優先） ○県災害対策課、川越比企地域振興センターその他防災関係機関との連携を強化し、配備体制及び防御の事前措置の打合せ並びに警戒体制の指示 ○命令の伝達及び徹底 ○災害対策庁内会議の開催
災害用備蓄資器材の確認	○災害対策用物資及び器材の確認 ○医薬品及び医療資器材の確認 ○防疫薬品及び防疫資器材の確認

（２）警戒体制第１配備の活動要領

活動内容	具体的な活動内容
本部設置前の措置	○被害速報の収集及び報告（人的及び住家の被害速報の優先） ○県災害対策課、川越比企地域振興センターその他防災関係機関との連携を強化し、配備体制及び防御の事前措置の打合せ並びに警戒体制の指示 ○命令の伝達及び徹底 ○応急対策用車両の確保 ○災害対策庁内会議の開催 ○災害医療コーディネーターとの調整
情報連絡活動	○情報連絡体制の確立 ○被害状況の迅速的確な把握 ○被害速報の集計及び報告 ○災害情報の整理 ○災害情報の各課及び防災関係機関への伝達及び通報 ○命令の伝達 ○警察等の災害情報との照合
災害広報	○災害情報及び災害対策の報道機関への発表 ○災害情報及び災害対策の庁内放送 ○災害写真の撮影及び災害資料等の広報資料の収集
避難対策	○指定緊急避難場所の開設又は開設準備 ○指定避難所等の開設又は開設準備 ○避難の指示及びその周知徹底 ○避難状況の把握（避難所外避難者も含む）
機動力及び輸送力の確保	○災害対策車両の確保 ○道路橋梁の現状把握 ○町道における障害物除去 ○道路交通の確保
農林応急対策	○農林被害の把握

活動内容	具体的な活動内容
土木応急対策	○土木関係被害の把握 ○道路交通応急対策

（３）警戒体制第２配備・非常体制の活動要領

活動内容	具体的な活動内容
本部設置時の措置	○本部の配備体制及び職員の動員指令の徹底 ○報道機関に本部設置の発表 ○県及び防災関係機関に対し本部設置の連絡 ○応急対策用車両の確保 ○本部の配備状況の把握 ○被害速報の収集及び報告（人的及び住家の被害速報の優先） ○保健医療調整本部の設置と連絡調整員の配置
本部会議	○災害情報、災害対策現地報告等に基づく対策の検討 ○災害の規模及び動向の把握 ○救助法の適用等災害対策の協議決定 ○本部長指令 ○自衛隊災害派遣要請 ○災害対策の調整 ○配備体制の変更及び本部の閉鎖
情報連絡活動	○情報連絡体制の確立 ○被害状況の迅速的確な把握 ○被害速報の集計及び報告 ○災害情報の整理
情報連絡活動	○災害情報の各課及び防災関係機関への伝達及び通　報 ○命令の伝達 ○警察等の災害情報との照合
災害広報	○災害情報及び災害対策の報道機関への発表 ○災害情報及び災害対策の庁内放送 ○災害写真の撮影及び災害資料等の広報資料の収集
初動班の派遣	○初動班の編成指示 ○初動班の編成 ○初動班の派遣
避難対策	○避難の指示及びその周知徹底 ○指定緊急避難場所の開設 ○指定避難所等の開設 ○避難状況の把握（避難所外避難者も含む） ○福祉避難所の開設
機動力及び輸送力の確保	○災害対策車両の確保 ○道路橋梁の現状把握 ○町道における障害物除去 ○道路交通の確保

活動内容	具体的な活動内容
自衛隊災害派遣要請の要求等	○防疫給水活動 ○被災者の捜査及び救助 ○孤立地帯の偵察及び救援
救助法適用対策	○被害状況の実態把握 ○救助法の適用基準該当の有無判定 ○救助の種類の判定 ○災害救助実施計画の策定 ○救助法に基づく救援活動
食料の応急対策	○災害用応急米穀等の調達あっせん ○副食物等の調達あっせん ○乾パンの調達あっせん ○野菜、魚介類の需給調整
被服、寝具等生活必需品の調達あっせん	
給水対策	○給水源の確保及び給水 ○給水用器材及び容器の確保
防疫医療助産対策	○応急医療助産活動 ○食品衛生対策 ○防疫薬剤等の調達及びあっせん ○医薬品、衛生資器材の調達及びあっせん ○防疫環境衛生対策
農林応急対策	○農林被害の把握 ○家畜伝染病の防除 ○森林病害虫の防除 ○農林被害技術指導対策
土木応急対策	○土木関係被害の把握 ○道路交通応急対策
被災者見舞対策	○被災者（死亡、行方不明及び全壊半壊家屋）見舞のための職員の派遣 ○被災者（死亡、行方不明及び全壊半壊家屋）への見舞金等の措置
被災者に対する生活確保対策	○被災者の住宅対策 ○世帯更正資金対策 ○農林畜水産業復旧対策 ○租税及び学校授業料減免対策 ○商工業復旧対策 ○土木教育公共施設関係災害復旧対策 ○見舞金及び義援金品の受入れ及び配布 ○被災者生活再建支援法関係

３　職員の配備体制

（１）町職員の配備体制ごとの動員計画は、小川町災害対策職員動員計画によります。

（２）動員の方法

配備決定に基づく動員の指令は、次の方法で行います。

ア　勤務時間内

庁内放送及び電話又は登録制メール等で行います。

イ　勤務時間外

震度４以上の地震が発生した場合は、震度階級に応じて別に定められた配備基準により自主参集します。また、緊急連絡網に基づき、電話又は登録制メール等で行います。

ウ　防災地域支援課長は、比企広域消防本部小川消防署長、小川消防団長、小川警察署長へ配備決定を連絡します。

（３）情報伝達が不可能な場合の参集

勤務時間外等において、激甚な災害が発生し、電話等による情報伝達が不可能となった場合には、職員自らの判断により参集するものとします。

ア　職員は、直ちにテレビやラジオ等による情報及び周囲の状況から被害状況の把握に努めます。

イ　職員は、災害の発生を覚知した場合は、動員伝達の有無にかかわらず動員配備基準に従い状況を判断し、速やかに登庁します。

（４）非常参集

職員は、勤務時間外等において、大規模な災害が発生し、交通途絶等のため所定の配備につくことができないときは、最寄りの下記アに掲げる場所に非常参集します。

参集後、本部長及び部長等の指示に従い初期対応に備えることとするが、所定の配備につくことができない職員は、参集可能な場所において本部の指示に従うものとします。

また、災害状況の推移に従い、最終的には所定の場所に参集するよう努めます。

ア　非常参集場所

（ア）　防災中枢拠点：町役場

（イ）　防災地区拠点：リリックおがわ、大河・竹沢・八和田公民館

（ウ）　職員在住の市町村役場又は防災関係機関（県の機関、消防署、警察署）

イ　非常参集体制

職員は、あらかじめ定められた職員防災マニュアルにより、非常参集します。

なお、このマニュアルは、職員の居住分布、交通が途絶した場合の参集方法や参集場所を考慮するとともに、参集訓練等で訓練しておくものとします。

第２　相互協力（総務部、社会福祉協議会）

風水害対策編　第１章 第１節 第２「相互協力」を準用します。

第３　自衛隊の災害派遣（総務部、自衛隊）

風水害対策編　第１章　第１節　第３「自衛隊の派遣」を準用します。

第４　災害救助法の適用（総務部）

風水害対策編　第１章　第１節　第４「災害救助法の適用」を準用します。

第２節　応急措置等

次の項目については、風水害対策編　第１章　第２節「応急措置等」の各項目を準用します。

第１　町長等の応急措置（本部、本部事務局、各部、県）
第２　警察官の応急措置
第３　指定行政機関及び指定地方行政機関の長の応急措置
第４　指定公共機関及び指定地方公共機関の応急措置
第５　県防災ヘリコプター出場要請計画（総務部）

第３節　情報の収集・伝達

町域において、災害が発生した場合、応急対策を行うための情報の収集・伝達並びに災害情報を町民へ迅速かつ的確に伝達するための広報、報道機関への情報提供、町民の相談を受付ける窓口設置等に関する計画を定めます。

第１　情報連絡体制（各部共通）

風水害対策編　第１章　第３節　第１「情報連絡体制」を準用します。

第２　災害情報の収集体制（各部、各施設管理者、防災関係機関）

災害に関する各種被害情報等については、防災関係機関と緊密な連携を図り、情報の交換を行い、管内又は所管業務に関する被害状況及び応急・復旧状況の災害情報を迅速かつ的確に把握します。

１　災害情報の収集

（１）災害情報の収集

地震発生直後の初動期の被害状況は、早期の応急対策の実施、自衛隊の災害派遣要請及び相互応援要請等を判断するための情報として、特に重要です。そのため、以下の方法により被害状況等を迅速かつ的確に収集します。

なお、災害情報の収集、統括及び県等への報告に係る情報統括責任者を本部事務局長とします。

ア　防災拠点からの情報収集

イ　消防団、行政区・自治会、自主防災組織からの情報収集

ウ　その他の情報収集

災害発生時の被害状況を早期に把握するため、アマチュア無線、タクシー無線及びその他の無線局設置者に協力を求め災害情報を収集します。また、インターネットや町民等により発信されるＳＮＳ情報等を活用して、被災地の情報を収集します。

エ　状況に応じては現場写真の撮影や無人航空機等を活用し、被害情報の収集に当たります。

オ　情報収集の留意事項

（ア）町は、被害情報の収集を速やかに行い、知事に報告するものとし、災害情報の収集にあたっては、消防本部及び小川警察署と連絡を密にします。

（イ）被害状況の調査にあたっては、各部の連絡を緊密に行い、調査漏れ及び重複がないよう留意し、相違ある被害状況については、報告前に調整します。

（ウ）被害世帯人員等については、現地調査のみでなく住民登録とも照合し確認します。

（エ）水害による浸水区域については、時刻、現場状況等の関係から具体的な調査が

困難な場合が多いため、当該地域に詳しい関係者の認定等により概況を把握します。

（オ）全壊、流出、半壊、死者、負傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査します。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町内区域内で行方不明となった者について、小川警察署等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めます。行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡します。

（２）収集すべき情報

各部において収集すべき主な情報は次のとおりです。

【 災害情報収集 】

情報項目	被害内容	担当部	総括責任者
人的被害	死者、行方不明者、負傷者	総務部	総務部長 （防災地域支援課長）
一般建築物被害	全壊(全焼)、半壊(半焼)、一部破損、床上浸水、床下浸水	調査部	調査部長 （税務課長）
公共土木・建築施設等の被害・復旧	道路、河川、橋りょう	応急復旧部	応急復旧部長 （建設課長）
	町営住宅	建物対策部	
	公園施設	建物対策部	
ライフライン施設の被害・復旧	上水道	上下水道部	上下水道部長 （上下水道課長）
	下水道	上下水道部	
	ガス、電気、電話	総務部	総務部長 （防災地域支援課長）
社会福祉施設の被害・復旧	障害者福祉施設 高齢者福祉施設、児童福祉施設	福祉医療部	福祉医療部長 （健康福祉課長）
環境衛生施設の被害・復旧	ごみ施設、し尿施設	環境対策部	環境対策部長 （環境農林課長）
医療施設の被害・復旧	医療機関	福祉医療部	福祉医療部長 （健康福祉課長）
商工業の被害・復旧	商工業施設	物資部	物資部長 （にぎわい創出課長）
農業の被害・復旧	農林施設、農産物等	環境対策部	環境対策部長 （環境農林課長）

情報項目	被害内容	担当部	総括責任者
火災等の被害、 消防施設の復旧	火災及び危険物等による被害	環境対策部	環境対策部長 （環境農林課長）
学校施設等 の被害・復旧	町立学校、給食施設	教育部	教育部長 （学校教育課長）
社会教育施設 の被害・復旧	公民館、武道館、図書館、文化財	総務部	総務部長 （防災地域支援課長）
公共交通施設 の被害・復旧	鉄道、バス等	応急復旧部	応急復旧部長 （建設課長）
その他の行政 財産・施設		総務部	総務部長 （防災地域支援課長）

２　地震情報

（１）地震情報の収集体制

町は、気象庁発表の地震情報、県防災無線による熊谷地方気象台及び県震度情報ネットワークシステムによる情報からの地震情報を収集し、地震の規模と範囲の概況を把握します。

町が収集する地震情報の主たる流れは、次のとおりです。

【 地震情報の収集伝達系統 】

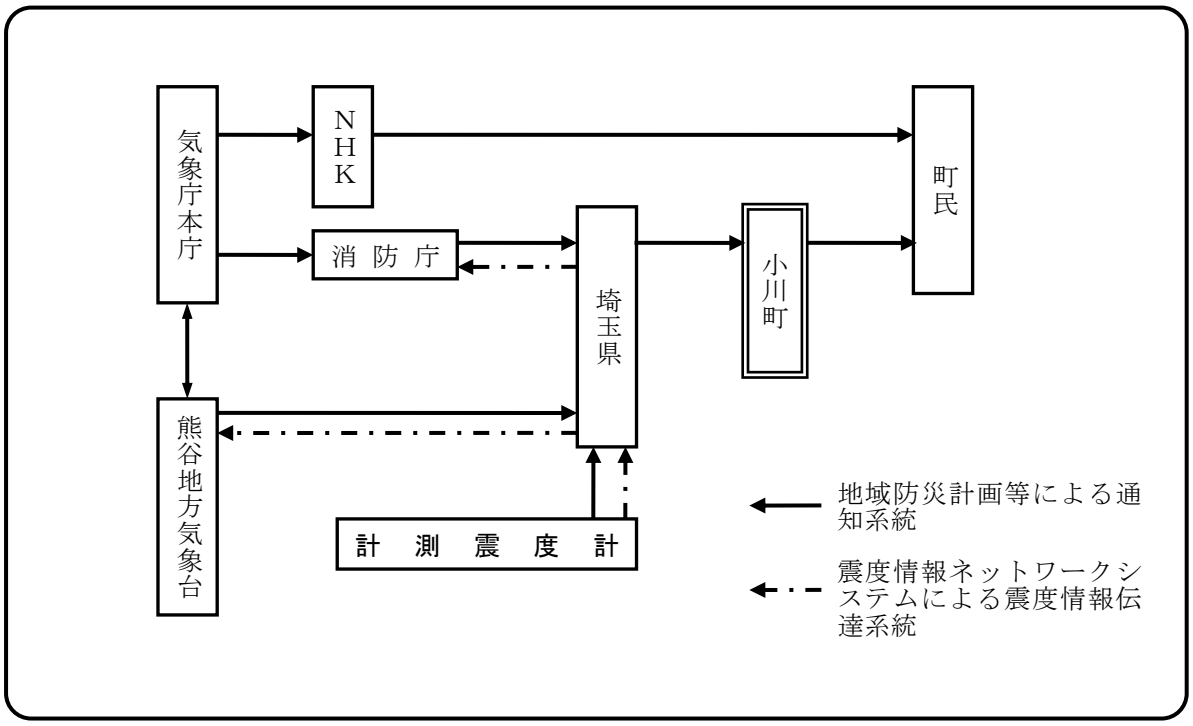

（２）震度情報ネットワークシステム

県は、県内に設置された計測震度計の震度情報を集約し、県内で震度 4 以上の震度を観測した場合、県防災行政無線の一斉ＦＡＸにより、県内の震度分布図及び震度一覧を

各市町村に送信します。これにより、町及び周辺地域の地震情報を把握します。

（３）余震情報の収集体制

本震情報の収集体制と同様とします。

（４）町民への地震情報の伝達

町が地震情報を収集した場合、町防災行政無線、緊急速報エリアメール、登録制メール、町ホームページ、ＳＮＳ（ツイッター等）により町民等に伝達するとともに、その規模に応じた必要な措置を講じます。

３　火災情報

地震に伴う火災の特徴である同時多発的な火災が発生し、又は発生のおそれがある場合、その警戒、鎮圧及び被害の拡大防止に努めるため、火災の出火及び延焼拡大の危険性に関する情報収集を行います。

（１）初動期の火災情報の収集伝達

地震発生時の火災防止では、初動期の消火活動が被害拡大防止に重要です。このことから、地震発生直後の火災情報の収集方法及び収集内容について示します。

ア　消防署等の情報収集

（ア）地震発生直後、直ちに消防署からの伝達情報、高所見張り員の配置、パトロールによる状況把握、参集者の途上の情報、119 番受信時の情報、駆け込み情報、加入電話での災害通報等により積極的な情報把握に努めます。

（イ）本部事務局による初動期災害情報の伝達を受けます。

（ウ）県に防災ヘリコプターの派遣要請を行い、空からの情報収集に努めます。

（エ）防災関係機関からの情報収集に努めます。

イ　火災情報の分析と伝達

（ア）管制室に近い場所に作戦室を設け、情報収集の分析及び活動戦略の決定と指揮、防災関係機関との連絡調整及び町民に対する広報等を行います。

（イ）収集した情報は、初動期の情報として、災害対策本部へ伝達し、また、他都市消防及び自衛隊等への応援要請のための判断情報の一部とします。

（ウ）他都市からの応援消防隊、自衛隊、防災関係機関、警察等の本部事務局への災害情報の伝達及び密接な連携のもとに消防活動を行います。

ウ　火災等の国及び県への報告

地震に伴い、火災が同時多発的に発生し、又は多くの死傷者が発生したため、消防機関への通報が殺到する状況の場合、その状況を直ちに電話等により消防庁及び県に報告するものとします。

エ　火災情報の内容

火災の発生、救助救出事案の発生、危険物等の流出事故等により消防隊の出動が必要とされる事案について、次のような災害情報を収集します。

（ア）事故発生場所

（イ）被害発生の対象物名

（ウ）被害の規模
（エ）被害の拡大危険性及び増強隊の必要性
（オ）死傷者の有無、性別及び年齢別人数
オ　部隊の運用に関する情報
（ア）消防部隊の編成及び非常招集参集状況
（イ）道路被害及び交通停滞状況
（ウ）死傷者の収容に必要な情報（病院、遺体安置所）
（エ）消防水利に必要な水道等の情報
カ　生活の安全確保に関する情報
（ア）避難勧告又は指示に伴う避難先、人数、医師等の派遣の必要性についての情報
（イ）電気、ガス、水道の被害及び復旧の目途
（ウ）消防署以外の防災関係機関の活動状況
（エ）その他、救助物資等に関する情報

（２）二次災害防止情報

地震火災の延焼拡大、二次災害防止等に必要な下記の情報を迅速かつ的確に収集します。

ア　災害発生地域での二次災害防止啓発関連情報
イ　災害発生地域のパトロールの強化等を継続し、出火情報の早期収集に努めます。
ウ　道路復旧情報及び交通渋滞に関する情報
エ　ライフラインの復旧状況
オ　消防水利に必要な水道の復旧情報

４　人的被害情報

（１）人的被害の情報源
ア　参集した職員からの情報
イ　町役場、消防署、警察署への町民からの通報
ウ　避難所からの被災者情報
エ　行政区・自治会、自主防災組織等の町民組織からの報告
オ　医療機関からの負傷者救護状況報告
カ　町（福祉医療部）からの死傷者の収容状況の報告
キ　小川警察署からの情報、消防署及びその他の防災関係機関からの報告

（２）人的災害情報の内容
ア　死者の情報
イ　建物倒壊等による生き埋め情報
ウ　傷病者発生情報
エ　要配慮者に係る情報
オ　火災情報
カ　搬送路選定のための道路情報

キ　医療救護機関の開設情報

５　建物被害情報

建物の被害に関する情報は、初動期における応急対策の実施のうえで重要です。このため、総務部、情報収集財政部及び建物対策部は、町全体の被害状況を速やかに把握します。

（１）初動期の建物被害調査

地震発生直後の初動期において、町全域の建物被害を正確に把握することは困難と予想されます。このため、総務部、情報収集財政部は、防災地区拠点及びその周辺地域の被害状況を重点的に収集し、その状況から町全域の被害を推測します。

（２）初動期以降の建物被害調査

建物対策部は、被災した建物の外観を目視により調査する全棟被害調査を実施し、建物被害状況図を作成します。

また、被災建物による二次災害防止のため、県及び民間の協力を得て応急危険度判定士による危険度判定等を行い、必要に応じて被災建物の保全の指導を実施します。

６　公共施設被害情報

町が管理する公共施設（建物及び付随する設備）の被害は、所管課が速やかに状況を調査し、写真を撮影のうえ記録します。また、県及び国が管理する公共施設の被害については、総務部が防災関係機関から災害情報を把握します。

７　上下水道・電気・ガス・通信等の被害情報

上水道及び下水道の被害については、上下水道部が被害状況調査を実施し、写真を撮影のうえ記録します。

電気、ガス、通信等の被害については、総務部が防災関係機関から被害状況を把握します。

８　交通施設被害情報

交通施設被害については、応急復旧部が被害状況調査を実施します。

なお、国、県、東日本旅客鉄道株式会社、東日本高速道路株式会社、東武鉄道株式会社等が管理する交通施設については、防災関係機関から被害状況を収集します。

９　商工・農林被害情報

農林業施設、農地、ため池、山林等の被害は、環境対策部が被害状況調査を実施し、写真を撮影のうえ記録する。商工業者の被害は、総務部及び物資部が被害情報を収集します。

10　被害調査の報告

被害状況の調査は、災害の発生と経過に応じて県に報告するものとし、被害速報及び確定報告に区分します。また、災害オペレーション支援システムが利用不能な場合は、次頁に示すとおり報告するものとします。なお、県に報告ができない場合は、直接消防庁に報告します。

（１）報告すべき災害

ア　災害救助法の適用基準に合致するもの

イ　町が災害対策本部を設置したもの

ウ　災害が 2 都道府県以上にまたがるもので、県内における被害が軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

エ　災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの

オ　災害による被害が当初は軽微であっても、今後ア～エの要件に該当する災害に進展するおそれがあるもの

カ　地震が発生し、町内で震度４以上を観測したもの

キ　災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

（２）報告すべき事項

ア　災害の原因

イ　災害が発生した日時

ウ　災害が発生した場合又は地域

エ　被害の程度

オ　災害に対してとられた措置

（ア）本部の設置状況

（イ）主な応急措置の状況

（ウ）その他必要事項

カ　救助法適用の要否及び必要とする救助の種類

キ　その他必要事項

（３）被害速報

ア　発生速報

災害オペレーション支援システムにより、被害の発生直後に必要事項を入力します。なお、災害オペレーション支援システムが使用できない場合は、「発生速報」により県防災行政無線ＦＡＸで報告するものとし、第１順位を県危機管理防災部、第２順位を川越比企地域振興センターとします。

イ　経過速報

災害オペレーション支援システムにより、特に指示する場合のほか２時間ごとに逐次必要事項を入力します。なお、災害オペレーション支援システムが使用できない場合は、「経過速報」により県防災行政無線ＦＡＸで報告するものとし、第１順位を県危機管理防災部、第２順位を川越比企地域振興センターとします。

（４）確定速報

被害状況調により、災害の応急対応が終了した後７日以内に文書で報告します。

【 県への報告先 】

	【勤務時間内】 県危機管理防災部 災害対策課	【勤務時間外】 県危機管理防災部 当直	川越比企地域振興 センター
ＮＴＴ回線	電　話　048-830-8181 ＦＡＸ　048-830-8159	電　話　048-830-8111 ＦＡＸ　048-830-8119	電　話　049-244-1110 ＦＡＸ　049-243-1707
県防災行政無線 地上系・衛星系	電　話 （発信特番）-200-6-8181 ＦＡＸ （発信特番）-200-6-8159	電　話 （発信特番）-200-6-8111 ＦＡＸ （発信特番）-200-6-8119	電　話 （発信特番）-272-951 ＦＡＸ （発信特番）-272-950

※防災行政無線の発信特番

・防災電話、防災 FAX から発信　（地上系）　85　（衛星系）　89

・庁舎内線電話から発信　（地上系）＊985　（衛星系）＊989

【 消防庁への報告先 】

	平日（9：30～18：15） 消防庁応急対策室	左記以外 消防庁宿直室
ＮＴＴ回線	電　話　03-5253-7527 ＦＡＸ　03-5253-7537	電　話　03-5253-7777 ＦＡＸ　03-5253-7553
消防防災行政無線	電　話　TN-90-49013 ＦＡＸ　TN-90-49033	電　話　TN-90-49012 ＦＡＸ　TN-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	電　話　TN-048-500-90-49013 ＦＡＸ　TN-048-500-90-49033	電　話　TN-048-500-90-49102 ＦＡＸ　TN-048-500-90-49036

（注）TN は、回線選択番号を示す。

第３　町民への広報・広聴（総務部、情報収集財政部）

風水害対策編　第１章　第３節　第３「町民への広報・広聴」を準用します。

第４　報道機関への情報提供等（総務部）

風水害対策編　第１章　第３節　第４「報道機関への情報提供等」を準用します。

第５　帰宅困難者・要配慮者への広報（総務部、福祉医療部）

風水害対策編　第１章　第３節　第５「帰宅困難者・要配慮者への広報」を準用します。

第４節　土砂災害対策

町は、地震発生に伴い、砂防及び治山施設等の損壊又は、急傾斜地の崩壊による土砂災害が発生するおそれがあると認める場合は、被害を防止するため以下の対策を実施します。

また、消防機関又は水防関係団体に対して警戒、防御及び避難誘導への出動を要請します。

第１　土砂災害等の防止（総務部、福祉医療部、応急復旧部、消防機関、小川警察署）

１　情報の収集・伝達

町は、余震、降雨の情報把握に努めるとともに、土砂災害の前兆現象及び発生時における災害状況の早期把握に努めます。この場合、町民の安全に関する情報を最優先に収集、伝達するものとします。

２　避難指示・誘導

土砂災害の発生が予想される場合は、町民及び防災関係機関等に対し、早急に注意を喚起し、第８節「避難対策」により避難情報の発令と伝達、警戒区域の設定等、必要な措置を講じます。

３　二次災害の防止

町は、県と連携を図りながら、二次災害の発生に対処するため、次の事項に留意して必要な措置を講ずるものとします。

（１）降雨等の気象状況の十分な把握、崩壊面及び周辺斜面、堆積土砂等について、安全に留意した監視の実施

（２）安全が確認されるまで崩壊危険箇所周辺の居住者の避難指示を継続するとともに、警戒区域の設定、立ち入り規制等の実施

（３）降雨継続時における崩壊危険箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置及び安全に留意した再崩壊防止措置の実施

４　砂防施設等応急対策

砂防施設、治山施設及びため池施設等については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保に努めます。

※資料１－６　土砂災害の前兆現象

第５節　消防活動

消防署は、消防団を含め、その全機能をあげて延焼拡大防止に努め、災害状況に対応した防御活動を展開し、地震時の火災から町民の生命及び財産を守ります。

第１　応急消防活動（消防署）

地震災害時の消防活動は、火災、災害規模及び様態に応じて消防力を効率的に運用し、人命の安全確保を最優先に実施します。

１　配備動員体制

（１）災害対策本部等の設置

ア　災害対策本部

消防長は、大規模な地震が発生した場合は「災害対策警防本部」及び「現場本部」を設置します。本部の編成及び任務については警防規定を準用します。

イ　市町村災害対策本部への派遣

大規模地震の発生により、電話回線が途絶し、町災害対策本部（以下、「災害対策本部」という。）との通信が途絶えた場合、災害対策本部との情報交換のため、職員を災害対策本部へ派遣します。

ウ　病院への派遣

大規模地震により負傷者が多数発生した場合、病院との連絡調整のため職員を病院へ派遣します。

（２）職員の招集

ア　職員は震度５以上の地震については自動的に参集します。

イ　消防長は、地震と同時に被害が予測される場合、職員に非常招集を発令します。

ウ　招集の伝達及び参集場所については、非常招集体制表によります。

エ　消防長は、職員の招集について訓練を実施し、伝達方法の徹底、参集時分の短縮等を図ります。

オ　職員は、参集途上、次の事項について、適切な助言及び援助をするとともに、収集した情報は参集後、指揮者に報告します。

（ア）町民への出火防止及び初期消火

（イ）人命危険を察知した場合は、避難の呼びかけ及び誘導

（ウ）倒壊家屋及び道路、橋りょう等の被害状況及び通行不能箇所

２　災害状況による消防活動

地震災害時における火災の発生に対し、効果ある消防力の運用を図り、被害の軽減を期するとともに、種々の判断を必要とする事象に対し、以下の指針を示すものです。

（１）消防活動方針

ア　地震発生時の消防活動は、人命の安全確保を最優先とし、活動方針は以下のとお

りとします。

（ア）人命救助及び救急活動

（イ）消火活動

（ウ）安全避難の確保

イ　活動方針の決定基準

（ア）地震発生初期の段階において延焼火災が発生した場合は、全消防力をあげて消火活動を行います。

（イ）延焼危険が少ない場合は、救助及び救急活動を主力に活動します。

（ウ）町民の安全避難を確保するため、地域住民が当該街区から避難が完了するまで火災の鎮圧と拡大防止を図ります。

（２）消火活動の原則

ア　避難地及び避難路確保優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行います。

イ　重要防御地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を行います。

ウ　市街地火災優先の原則

大量危険物製造、貯蔵、取扱いを行う施設及び大規模工場等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して消火活動に当たります。

エ　重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から出火した場合は、重要対象物の防護上必要な消火活動を優先します。

オ　消火活動現場の原則

（ア）指揮者は、災害の状況を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止、救助及び救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定します。

（イ）火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻撃的現場活動により火災を鎮火します。

（ウ）火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、町民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建物、空き地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止します。

（３）火災の発見

地震により電話回線が不通になり、電話による火災発生の知覚が困難になることが予想されるので、以下のとおり火災の早期発見に努めます。

ア　管内の高層建築物等からの見張り

イ　比較的道路の被害状況が少なく、車両での巡回可能な地域の巡視

ウ　消防団、自主防災組織等の活用

（４）出動時の留意事項

ア　初動時の出動

延焼火災を発見した場合、及び電話や駆け込み等により災害を覚知し、高所見張りが火災を確認した場合は、直ちに出場します。ただし、通信の輻輳等により報告ができない場合には、指揮者の判断により出場し、あらゆる手段により報告します。

イ　出場の順位

本部の出場指令以外の出場順位は、受け持ち区域を優先とし、次いで隣接署の受け持ち区域の順とします。

ウ　出場隊

本部の出場指令は、最初に知覚した火災に対し第 1 出場指令とし、同時多発火災が見込まれる場合は、原則として 1 火災 1 隊とします。ただし、第 1 出場により２台以上の消防車が出場する地域の場合、応援隊を含めて 2 台までとします。

（５）出場途上の留意事項

ア　広報

火災出場途上、拡声器等により出火防止、初期消火の励行について広報します。

イ　他の火災に遭遇した場合の措置

火災出場途上、他の火災に遭遇した場合は、直ちに本部に報告するとともに 1 隊を遭遇した現場に残し、残り 1 隊で指令現場に向かいます。ただし、受け持ち区域外に応援途上、自己の受け持ち区域内の火災に遭遇した場合は、直ちに本部に報告するとともに、受け持ち区域内の火災に向かいます。

ウ　救助事象に遭遇した場合の措置

火災出場途上、救助を要する事象を知覚した場合、原則として火災現場に直行するとともに、その旨本部に状況報告します。

この場合、付近にいる消防団員及び町民に協力を求め、救助及び救急活動を実施させます。

エ　交通障害に遭遇した場合の措置

道路、歩道橋及び橋りょうの被害により出場を阻害され、適当な迂回路がない場合は、道路啓開に努め、道路啓開が不可能な場合は、その旨本部に報告し、指示を受けます。

（６）現場活動

ア　消火活動の心得

出動隊の指揮者及び隊員は、同時多発火災に対して、火災様相、風向、風速等に留意して、常に転戦路を確保するとともに、限られた消防力を最大限に活用するため、消防活動中の火災は、出動隊の責任で鎮圧するよう心がけます。

イ　延焼防止可否の判断

出場隊の指揮者は、出火建物の火災状況により、出場隊のみで延焼防止が可能か否かを判断し、延焼防止できないものは、火災の状況を本部に報告し、応援要請し

ます。

ウ　応援要請

現場最高指揮者は、延焼阻止及び人命の安全を確保するため、必要な場合は、所要な隊数と集結場所、所要機材、担当面等を明示して、本部に要請します。

エ　周囲の状況判断

出場隊の指揮者は、常に火災の進展状況に注意し、上位出場区域等への転戦を配慮するとともに、転戦路の確保に留意します。

オ　飛び火の警戒

指揮者は、火災の状況、風向風速により飛び火火災が発生するおそれがあると判断したときは、消防団の巡回等により、町民に対し飛び火の警戒と即時消火を指示して実施させます。特に、延焼阻止を行っている場合は、飛び火による背後への突破を十分に警戒します。

（７）転戦

ア　転戦の時期

転戦は、他に延焼危険がなくなった鎮火状態の時期とし、部分的な延焼及び残火処理は、地元消防団に依頼します。

イ　指揮者の判断による転戦

指揮者は、優先順位の高い延焼火災を視認し、当該出勤隊が転戦する必要があると判断したときは、本部に所要の報告を行い、延焼阻止前であっても転戦します。

ウ　本部の指令による転戦

指揮者は、本部から転戦を指令された場合は、延焼阻止前であっても所要の措置をした後に転戦します。

ただし、継続して消火活動を行う必要がある場合は、本部に報告し指示を受けます。

（８）延焼阻止線の消防活動

火災が拡大し、火災流となった場合は、現場協議で定めた延焼阻止線で消火活動を行います。

ア　風横における消火活動

火勢がし烈な場合は、火流の風下よりの側面に部署し、両面から火流を挟撃して逐次火流の幅を狭めながら最終的に延焼阻止線において阻止します。

イ　風下における消火活動

風下における延焼阻止線の消火活動は、部分破壊を併用しながら面々街区に十分な予備注水を行い、ここで火勢を一旦弱め、最終的には道路上等で阻止します。

ウ　筒先配備

延焼阻止線上の筒先配備は、耐火建築物等の焼け止まりが期待できる部分と、できない部分とを予測して筒先を配備します。

エ　延焼阻止線の選定

延焼阻止できない火災が方々にあり、延焼阻止線の数を限定しなければならない

場合、延焼阻止により得られる効果と消防力を考慮し、最も効果的かつ確実に設定できる延焼阻止線を選定します。

（９）防災関係機関への協力要請

ガス漏れ等により火災が発生し、防災関係機関の活動が必要と指揮者が判断した場合は、本部を通じて防災関係機関に要請します。

第２　危険物対策（総務部、施設管理者）

消防活動に係る危険物対策として、町が行う措置と施設管理者が行う措置とに分けて以下に示します。

１　町の措置

町は、消防機関と連携して、関係事業所の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、震災時における応急措置について指導するとともに、防災関係機関と連絡を密にし、必要な措置を講ずるものとします。

（１）町の指導内容

ア　危険物の取扱作業及び運搬の緊急停止措置

イ　危険物施設の応急点検

ウ　危険物施設からの出火及び流出の防止措置

エ　災害発生時の応急活動

オ　防災関係機関への通報

カ　従業員及び周辺住民に対する人命安全措置

２　施設責任者の措置

危険物施設の責任者は、被害の拡大及び二次災害を防止するため、以下の応急措置を講じます。

（１）危険物の取扱作業及び運搬の緊急停止措置

危険物が流出、爆発のおそれがある場合には、弁の閉鎖又は緊急停止措置を行います。

ア　危険物施設の応急点検

危険物施設の現状把握と災害の危険性を確認するため、危険物の取扱施設、消火施設、保安電源及び近隣状況の把握等の応急点検を実施します。

イ　危険物施設からの出火及び流出の防止措置

危険物施設に損傷等異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行います。

ウ　災害発生時の応急活動

危険物による災害が発生したときは、消火剤、オイルフェンス及び中和剤等を十分活用し、現状に応じた初期消火、危険物の流出防止措置を実施します。

エ　防災関係機関への通報

災害を発見したときは、直ちに消防、警察等防災関係機関に通報し状況を報告し

ます。

オ　従業員及び周辺住民に対する人命安全措置

災害発生事業所は、消防、警察等防災関係機関との連絡を密にし、従業員及び周辺地域住民の人命の安全を図るため、避難、広報等の措置を行います。

※資料１－18　危険物施設の現況

第６節　都市施設の応急対策

災害により都市生活の基盤をなす公共施設ライフラインの都市施設が損壊した場合、町民の生活及び社会活動に極めて大きな影響を与えます。

このため、防災関係機関において相互に連携を図り、応急対策及び広報活動を迅速に実施します。

なお、次の項目については、風水害対策編　第１章　第５節「都市施設の応急対策」の各項目を準用します。

第１　公共施設（総務部、応急復旧部、建物対策部、各施設管理者）

第２　ライフライン（総務部、上下水道部、電力・電話・ガス事業者）

第７節　救助活動及び医療救護

災害発生時には、広域又は局地的に、救助・医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されます。このため、災害時における救急救助の初動体制を確立し、関係医療機関及び各防災関係機関との密接な連携により迅速に医療救護活動を実施します。

なお、次の項目については、風水害対策編　第１章　第６節「救助活動及び医療救護」の各項目を準用します。

第１　人命救助活動（消防機関、小川警察署、自衛隊）

第２　医療救護（総務部、福祉医療部、保健所、消防機関、比企医師会、日本赤十字社）

第８節　避難対策

地震災害時に、危険区域にある町民を安全地域に避難させ、人命被害の軽減と避難者の援護を図ります。

第１　避難指示・誘導（総務部、福祉医療部、消防機関、小川警察署）

１　実施責任者

避難の指示についての実施責任者は、次のとおりです。

（１）町長

町長は、地震による災害が発生し、又は発生するおそれがあり、町民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の町民に対し、速やかに立ち退きの指示を行うものとします。

（２）知事又はその命を受けた職員

ア　知事は、地震の発生により町の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、危険地域の町民に対し、速やかに立ち退きの指示を行うものとします。

イ　知事又はその委任を受けた職員は、地震に伴う地すべりにより、著しく危険が切迫していると認められるときは、危険な区域の町民に対して立ち退きを指示するものとします。

（３）警察官

警察官は、地震による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、町民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認められるときにおいて、町長が指示できないと認めるとき、又は町長から要求のあったときは、避難のための立ち退き又は緊急安全確保を指示することができます。

（４）自衛官

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、危険な場所にいる町民に避難の指示をするものとします。

【 避難に係る実施責任者 】

区分	実施責任者	根拠法令	適用災害
高齢者等避難	町長	災害対策基本法第 56 条第 2 項	災害全般
避難指示	知事 その命を受けた職員	地すべり等防止法第 25 条	地すべり
	町長	災害対策基本法第 60 条第 1 項	災害全般
	水防管理者（町長）	水防法第 29 条	洪水
	警察官	災害対策基本法第 60 条第 1 項 警察官職務執行法第 4 条	災害全般

	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官（その場に警察官がいない場合に限る）	自衛隊法第 94 条	災害全般

（注）災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が避難のための立ち退きの指示に関する措置の全部又は一部を町長に代わって実施します。

２　防災関係機関相互の通知及び連絡

避難の指示者等は、避難のための立ち退きの指示をしたときは、次の要領に従って、関係機関に通知又は連絡するものとします。

【 防災関係機関相互の通知及び連絡 】　（注「→」は通知「＝」は相互連絡を示す）

（１）町長

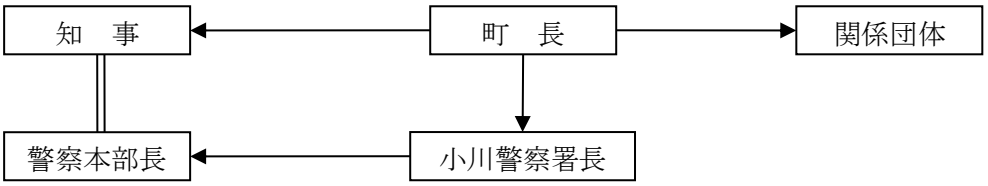

（２）知事又はその命を受けた職員

（洪水の場合）

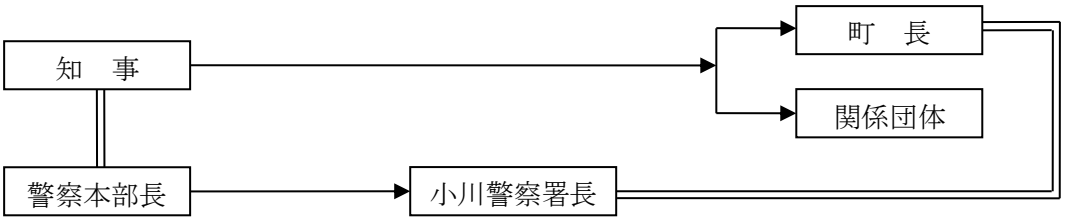

（地すべりの場合）

洪水の場合に準じる。ただし水防管理者に対する通知、連絡を除くものとする。

（３）水防管理者

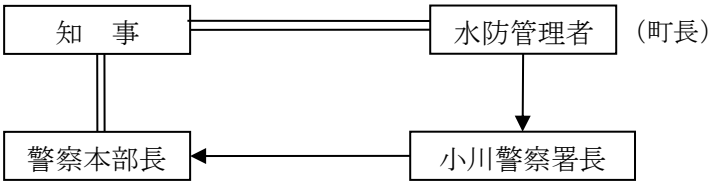

（４）警察官及び自衛官

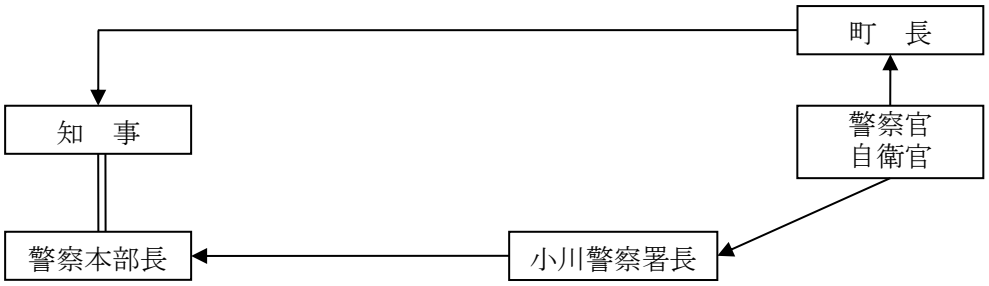

３　避難情報の発令基準及び伝達方法

町長は、次の基準により避難指示を発令し、避難対象地域の町民及び滞在者等に伝達する。なお、必要に応じて避難準備・高齢者等避難開始等を発令する。また、避難の必要がなくなった場合も同様とする。

（１）避難情報発令のめやす

ア　県本部長から避難指示の要請があったとき

イ　延焼火災が拡大し、又は拡大のおそれがあるとき

ウ　建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき

エ　ガス等の危険物の漏出により周辺の町民に危険が及びおそれがあるとき

オ　崖崩れ等の発生により建物等が被災するおそれがあるとき

カ　その他町民の生命及び身体を保護する必要があるとき

（２）避難情報等の伝達は、あらゆる手段を活用し、避難対象地域の町民、滞在者等、関係地域内の全ての人に伝わるよう留意します。また、避難の必要がなくなった場合も同様とします。

ア　防災行政無線

イ　登録制メール

ウ　緊急速報エリアメール

エ　町の広報車による広報

オ　消防団の消防車両による広報

カ　行政区・自治会又は自主防災組織による連絡網

キ　町のホームページ

ク　災害情報共有システム（Ｌアラート）

ケ　ＳＮＳ（ツイッター等）

【 避難情報等の発令基準及び伝達方法 】

種別	判断基準	伝達内容
高齢者等避難	災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、町民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認められるときは、町長は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示することができます。	○対象者 ○避難準備すべき理由 ○危険地域 ○携帯品その他の注意
避難指示		○対象者 ○避難理由 ○避難先 ○避難経路 ○避難後の町の指示連絡等

（３）二次災害の防止

町は、二次災害の発生に対処するため、次の事項に留意して必要な措置を講ずるものとします。

ア　山林等の崩壊面、周辺斜面等について、安全に留意した監視を実施します。

イ　安全が確認されるまで崩壊危険箇所周辺の居住者の避難指示を継続するとともに、警戒区域の設定、立ち入り規制等を実施します。

ウ　町は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡します。

エ　町は、地震等による土砂災害の発生の防止又は軽減を図るため、土砂災害警戒区域等の点検を行います。その結果、危険性が高いと判断された箇所については防災関係機関及び町民に周知を図り、適切な警戒避難等の応急対策を行います。

オ　町は、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインの復旧状況、医療機関等の生活関連情報、交通規制情報等を適切に提供します。

なお、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者に配慮した伝達を行います。

４　警戒区域の設定

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、町民等の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めたときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限、若しくは禁止又は当該区域からの退去を命ずることができます。

警戒区域の設定にあたっては、次に示すとおり状況に応じて指示を行います。また、指示を行った者は、その旨を防災関係機関及び町民に周知します。

【 警戒区域の設定及び指示者 】

状況	措置	指示者	対象者
ア．災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要な場合（災害対策基本法第 63 条、73 条）	ア．立入制限 イ．立入禁止 ウ．退去命令	ア．町長 イ．警察官（注 1） ウ．自衛官（注 3） エ．知事　（注 4）	災害応急対策に従事する者以外の者
イ．火災の現場及び水災を除く災害（消防法第 36 条において準用する同法 28 条）	ア．退去命令 イ．立入禁止 ウ．立入制限	ア．消防吏員 又は消防団員 イ．警察官（注 2）	命令で定める以外の者
ウ．火災の現場及び水災を除く災害（消防法第 36 条において準用する同法 28 条）	ア．退去命令 イ．立入禁止 ウ．立入制限	ア．消防吏員 又は消防団員 イ．警察官（注 2）	命令で定める以外の者
エ．生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合（警察官職務執行法第 4 条）	ア．引留め イ．避難 ウ．必要な措置命令	ア．消防吏員 又は消防団員 イ．警察官（注 2）	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者

（注 1）町長若しくはその委任を受けて警戒区域の設定を職権で行う町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域の設定を職権で行うことができます。
（注 2）ア．に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域の設定の職権を行うことができます。
（注 3）災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、ア.がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定を職権で行うことができます。
（注 4）知事は災害によって町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときには、町長に代わって実施しなければなりません。

５　避難経路及び誘導方法

（１）避難経路

避難経路は、災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定します。

（２）避難の誘導

ア　避難経路は、可能な限り危険な道路、橋、倒壊の危険性のある家屋その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路によるものとします。

イ　避難にあたっては、高齢者、障害者、乳幼児などの自力避難が困難な者、また地理に不案内な者、外国人等の要配慮者の確実な避難のため、避難誘導員を配置するものとする。その際、自主防災組織と連携し、地域単位での安全で迅速な避難を図ります。

ウ　安全に避難誘導を行うため、避難誘導員は地域の災害危険性に関して熟知しておくものとします。

エ　山間孤立集落など、安全な避難所までの距離が遠い場合、あらかじめ作成した搬送計画により、バス、ヘリコプター等の搬送手段を活用します。

（３）避難順位及び携帯品等の制限

ア　避難立ち退きの誘導は、危険地区の状況等に応じ負傷者、要配慮者を優先して行い、車両の避難は、人員の避難が概ね終了した後とするものとします。

イ　携帯品は、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、円滑な立ち退きに支障がない最小限度のものとします。

なお、これらの内容をあらかじめ町民に周知しておくものとします。

第２　指定緊急避難場所（総務部、教育部）

風水害対策編　第１章　第７節　第２「指定緊急避難場所」を準用します。

第３　指定避難所（総務部、教育部、福祉医療部）

風水害対策編　第１章　第７節　第３「指定避難所」を準用します。

第４　福祉避難所（福祉医療部）

風水害対策編　第１章　第７節　第４「福祉避難所」を準用します。

第９節　要配慮者対策

次の項目については、風水害対策編　第１章　第８節「要配慮者対策」の各項目を準用します。

第１　避難行動要支援者の避難支援（総務部、福祉医療部）
第２　社会福祉施設入所者等の安全確保（総務部、福祉医療部）
第３　外国人の安全確保（総務部）
第４　避難生活における要配慮者支援（福祉医療部、社会福祉協議会）

第 10 節　水・食料・生活必需品対策

次の項目については、風水害対策編　第１章　第９節「水・食料・生活必需品対策」の各項目を準用します。

第１　給水（上下水道部）
第２　食料の調達及び配給（物資部）
第３　生活必需品の調達及び配給（物資部）

第 11 節　住宅対策

町は、災害発生時に建築物の応急危険度判定を行い、その結果、危険な建築物については町民の避難を行い、被災建築物による二次災害を防止します。

また、住宅が倒壊、焼失、流出等を受け、自らの資力で住宅を確保できない者に対しては、応急仮設住宅等の提供を行い、被災者の生活再建を支援します。

第１　被害建物等の応急対策（総務部、建物対策部）

１　応急危険度判定

町は、被害の拡大が沈静化し、本格的な復旧段階に入る前に、県や民間の協力を得て応急危険度判定士による被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定士による被災宅地危険度判定を行います。

被災建築物及び宅地応急危険度判定は、災害による被害を受けた建築物及び宅地が、引き続き安全に居住できるか否か、及び余震による二次災害に対して安全が確保できるか否かを判定するものです。

（１）応急危険度判定の概要

町は、判定士、建築構造技術者等と協力し、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地

危険度判定を行います。

【 応急危険度判定の流れ 】

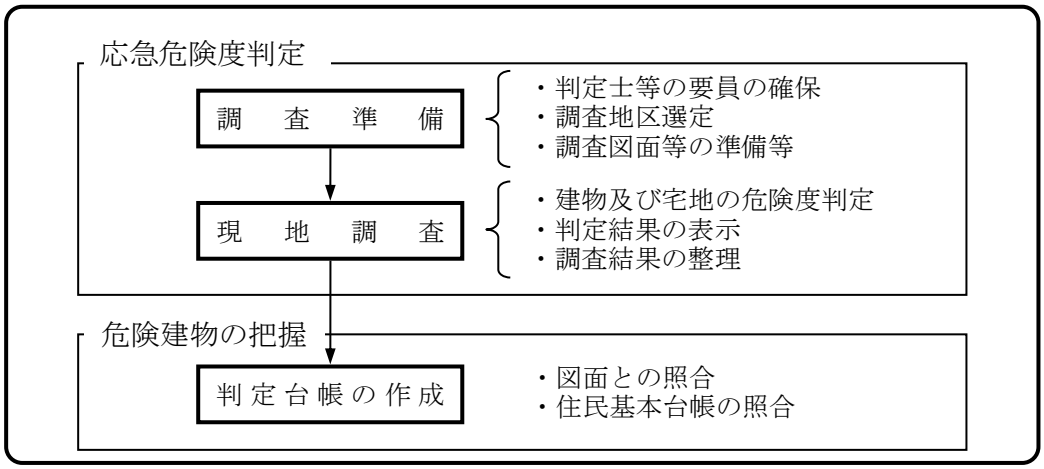

（２）応急危険度判定士等への参集要請

町は、余震等による二次災害を防止するため、町内に居住する応急危険度判定士、建築構造技術者等に対して参集を要請します。

なお、判定士等が不足する場合には、県に対して派遣を要請します。

（３）危険度判定活動

ア　判定の基本的事項

（ア）判定対象物は、町が定める判定街区の建築物及び宅地とします。

（イ）判定実施時期及び作業日数は 2 週間程度で、一人の判定士は 3 日間を限度に判定作業を行います。

（ウ）判定結果の責任は、町が負います。

イ　判定作業概要

（ア）判定作業は、町の指示に従い実施します。

（イ）危険度の判定結果は「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、表示します。

（ウ）判定調査票を用い、項目にしたがって調査のうえ、判定を行います。

（エ）建物及び宅地の判定は、原則として目視により外部から行い、外部から判定が可能な場合は内部の調査を省略します。

（４）判定台帳の作成

調査された結果は、住民基本台帳に照らし合わせながら、住家の判定結果と世帯を照合させた判定台帳として整理します。

２　被災度区分判定

応急危険度判定が実施された後等に震災建築物の復旧を目的として震災建築物の主として構造躯体に関する被災度を区分判定し、継続使用するための復旧の要否を判定するために被災度区分判定を行います。

３　建物被害認定調査

町は、災害の被害認定基準（内閣府）及び災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）に基づき被害建物を調査し、罹災原簿を作成します。

４　住宅の応急修理等

町は、民間建築士、民間建築関係組織等の協力を得て、住宅の応急修理及び応急措置に関する指導並びに相談を行います。

（１）応急修理の基本事項

住宅の応急修理に関する基本事項は、以下のとおりです。なお、修理結果については、県へ報告します。

ア　応急修理は、災害発生から３か月以内とします。

イ　災害により住宅が半壊、半焼、若しくは準半壊の被害を受け、自己の資力では応急修理ができない者に対し、居室、便所、炊事場等の日常生活に不可欠な部分について、応急的に修理します。

（２）応急措置に関する指導、相談

ア　落下物等の危険防止

倒壊のおそれのある建築物、外壁等のはく離、脱落のおそれがある屋外取付け物等の危険防止に関して指導及び相談を行うとともに、落下等による事故防止のための注意を喚起するため、町民に広報します。

イ　電気、ガス等の設備事故防止

電気、ガス等の建築設備による事故防止のため、防災関係機関と連絡調整を図るとともに、町民への広報を依頼します。

（３）復旧に関する相談

町は、必要に応じて相談窓口を設置し、被災建築物の復旧に関する技術的な指導及び相談並びに助成に関する相談を行います。

（４）災害救助法が適用された場合の費用等

住宅の応急修理の費用については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内において県に請求できます。

第２　応急仮設住宅の建設（総務部、建物対策部）

風水害対策編　第１章　第 10 節　第２「応急仮設住宅の建設」を準用します。

第３　住宅関係障害物の除去（建物対策部）

風水害対策編　第１章　第 10 節　第３「住宅関係障害物の除去」を準用します。

第 12 節　遺体の捜索、処置及び埋・火葬

次の項目については、風水害対策編　第１章　第 11 節「遺体の捜索、処置及び埋・火葬」の各項目を準用します。

第１　行方不明者の捜索（総務部、小川警察署、消防機関、自衛隊）
第２　遺体の処置（総務部、消防機関、小川警察署）
第３　遺体の埋・火葬（総務部）

第 13 節　交通対策

次の項目については、風水害対策編　第１章　第 12 節「交通対策」の各項目を準用します。

第１　緊急輸送路の確保（総務部、応急復旧部）
第２　交通障害物の撤去（応急復旧部）
第３　通行の禁止又は制限（総務部、応急復旧部）
第４　緊急輸送手段の確保（総務部、情報収集財政部、物資部）

第 14 節　帰宅困難者対策

次の項目については、風水害対策編　第１章　第 13 節「帰宅困難者対策」の各項目を準用します。

第１　帰宅困難者への情報提供（総務部、関係事業者）
第２　一時滞在施設（総務部、関係事業者）
第３　企業・学校等における帰宅困難者対策（総務部、教育部、関係事業者）
第４　徒歩帰宅者に対する支援（総務部、関係事業者）

第 15 節　環境対策

次の項目については、風水害対策編　第１章　第 14 節「環境対策」の各項目を準用します。

第１　災害廃棄物（ガレキ等処理）（建物対策部、環境対策部）
第２　ごみ・し尿処理（環境対策部）

第 16 節　教育福祉対策

次の項目については、風水害対策編　第１章　第 15 節「教育福祉対策」の各項目を準用します。

第１　学校教育の早期再開（教育部）
第２　社会福祉施設対策（総務部、福祉医療部）
第３　文化財対策（総務部）

震災対策編

第２章　南海トラフ地震に関連する情報（臨時）に伴う対応措置計画

これまで、東海地震は国内で唯一予知の可能性のある地震とされてきましたが、近年、確度の高い地震予測は困難であるとの知見が示され、平成 29 年 11 月１日から「東海地震に関連する調査情報」、「東海地震注意情報」、「東海地震予知情報」の発表は行われず、より範囲の広い南海トラフ全域を対象とした情報を発表することとなりました。そのため、南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表された場合に備えた対応措置計画を定めるものとします。

第１節　基本的な考え方

第１　策定の趣旨及び基本的な考え方

１　策定の趣旨

政府の中央防災会議は、科学的に想定される最大クラスの南海トラフ地震（以下、「南海トラフ地震」という。）が発生した場合の被害想定を実施しています。この被害想定によれば、南海トラフ地震がひとたび発生すると、静岡県から宮崎県にかけての一部では震度７となる可能性があるほか、それに隣接する周辺の広い地域では震度６強から６弱の強い揺れになると想定されています。また、関東地方から九州地方にかけての太平洋沿岸の広い地域に１０ｍを超える大津波の襲来が想定されています。

この巨大地震では、本町は震度４から５弱の揺れが予想されていますが、首都圏などにおいて大きな被害、混乱が発生することが予想されます。

このため、町防災会議は、南海トラフ地震に関連する情報（臨時）の発生に備え、社会的混乱の防止と地震被害を最小限度にとどめるとともに、他自治体への応援体制に備えるため、この対応措置計画を定めるものとする。

２　基本的な考え方

対応に当たっての基本的な考え方は、次のとおりです。

（１）南海トラフ地震に関連する情報（臨時）の発表時においても都市機能は、極力平常どおり確保します。

（２）南海トラフ地震に関連する情報（臨時）の発表に伴う社会的混乱の発生を防止するとともに、住民の生命、身体及び財産の安全を確保し、被害を最小限度にとどめるための防災措置を講じます。

（３）町域内では、震度４から５弱の揺れが予測されており、広域かつ甚大な災害が生ずるおそれがあるため、広域災害応援の措置を講じます。

第２　南海トラフに関連する情報

南海トラフに関連する情報の発表条件は以下のとおりです。

【 「南海トラフ地震に関連する情報」の発表条件 】

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震に関連する情報（臨時）	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合 ○南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合
南海トラフ地震に関連する情報（定例）	「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合

第２節　南海トラフ地震に関連する情報（臨時）発表時の対応措置

第１　南海トラフ地震に関連する情報（臨時）の伝達

町は、県及び気象庁から南海トラフ地震に関連する情報（臨時）を受けた場合又は、報道機関の報道に接した場合は、直ちにその旨を庁内に伝達するとともに、防災対策上重要な機関、団体等に伝達します。

住民等に対しては、防災行政無線、登録制メール、町ホームページ、広報車等あらゆる手段を用いて伝達します。

第２　活動体制の準備等

町は、南海トラフ地震に関連する情報（臨時）を受けた場合は、直ちに町本部設置の準備等、次により必要な措置を講じるとともに、社会的混乱の発生に備えるものとします。

（１）本部の設置準備に入る。

（２）配備体制は、待機体制とする。

（３）南海トラフ地震に関連する情報（臨時）発表時の所掌事務

町本部の設置に備えるため、防災地域支援課が各課の協力を得ながら、次の事項を行います。

ア　南海トラフ地震に関連する情報（臨時）等、その他防災上必要な情報の収集伝達

イ　防災関係機関等との連絡調整

ウ　社会的混乱防止のため必要な措置

エ　広域災害応援に備えた体制整備